

○国家公安委員会告示第十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和三十五年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和六年三月一日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

第7章 高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注9）、一般原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引^{けん}しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

第2節 走行上の注意

- 1 [略]
- 2 速度

〔(1)・(2) 略〕

(3) 標識や標示で最高速度や最低速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道では、次の最高速度を超えたり、最低速度に達しない速度で運転してはいけません。

自動車の種類	最高速度（キロメートル毎時）	最低速度（キロメートル毎時）
大型乗用自動車、特定中型貨物自動車以外の中型自動車、準中型自動車、普通自動車（三輪のもの）	100	50

改 正 前

第7章 高速道路での走行

〔同左〕

第2節 走行上の注意

- 1 [同左]
- 2 [同左]

〔(1)・(2) 同左〕

(3) [同左]

自動車の種類	最高速度（キロメートル毎時）	最低速度（キロメートル毎時）
大型乗用自動車、特定中型貨物自動車以外の中型自動車、準中型自動車、普通自動車（三輪のもの）	100	50

を除く。) 、大型自動二輪車、普通自動二輪車		
大型貨物自動車、特定中型貨物自動車 (三輪のものを除く。)		90
上記以外の自動車		80
他の車をけん引するとき		
備考 [1・2 略]		

[(4)・(5) 略]

[3～5 略]

注 9 [略]

を除く。) 、大型自動二輪車、普通自動二輪車		
上記以外の自動車		80
他の車をけん引するとき		
備考 [1・2 同左]		

[(4)・(5) 同左]

[3～5 同左]

注 9 [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第四十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。